

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根拠条文	備考
1 (4) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (自然保護課)	生息地等保護区の管理地区 (法37)	環境大臣	許可	(行為の制限) 1 工作物の新築、改築又は増築 2 宅地造成、開墾等の土地の形質の変更 3 鉱物の採掘又は土石の採取 4 水面の埋め立て又は干拓 5 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせる行為 6 木竹の伐採 7 環境大臣が指定する動植物等の捕獲の行為 8 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1kmの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排水する行為 9 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の環境大臣が指定する区域内における、車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸 10 すべての動植物の捕獲等の行為 11 環境大臣が指定する有害動植物等の持込み等の行為 12 環境大臣が指定する有害物質の散布 13 火入れ又はたき火 14 環境大臣が指定する有害な観察行為	(法37④) (適用除外) 法37⑨ 則25 (国等に関する特例) 法54	国等が行う場合は許可申請にかえて協議
	生息地等保護区の管理地区の立入制限地区 (法38)	環境大臣	許可	(行為の制限) 立入り	法38④ (適用除外) 法38④ただし書 則27 (国等に関する特例) 法54	国等が行う場合は許可申請にかえて協議
	生息地等保護区の管理地区以外の地区 (監視地区) (法39)	環境大臣	届出	(行為の制限) 1 工作物の新築、改築又は増築 2 宅地造成、開墾等の土地の形質の変更 3 鉱物の採掘又は土石の採取 4 水面の埋め立て又は干拓 5 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせる行為	法39① (適用除外) 法39⑥ 則30 (国等に関する特例) 法54	国等が行う場合は許可申請にかえて協議